

認定調査項目の判断基準

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1 - 1 寝返り

1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要
3. 部分的な支援が必要
4. 全面的な支援が必要

調査目的

寝返り（寝たまま身体の向きを変えること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

寝返りの過程や寝返り前後の状態は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「寝返り」ができる場合。

[2. 見守り等の支援が必要]

自分で「寝返り」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「寝返り」ができる場合。

[3. 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「寝返り」が可能となる場合。）

[4. 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「寝返り」をする必要がある場合。）

一定の体位のみしか取れない場合。

1 - 2 起き上がり

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

起き上がり（寝た状態から上半身を起こす行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

起き上がりの過程や起き上がり前後の状態は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「起き上がり」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

自分で「起き上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

ベッド柵、ひも、サイドレール等、何かにつかまれば自分で「起き上がり」ができる場合。

[3．部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「起き上がり」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「起き上がり」をする必要がある場合。）

1 - 3 座位保持

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

座位保持（座位の状態を 10 分程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

座り方は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「座位保持」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「座位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

背もたれは必要ないが、「座位保持」のためには、自分の手で支える必要がある場合。

[3 . 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「座位保持」が可能となる場合。）

背もたれや支援者等の手で支えていないと「座位保持」ができない場合。

[4 . 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「座位保持」をする必要がある場合。）

背もたれや支援者等の手で支えても「座位保持」ができない場合。

座位保持装置を使用する等、常に両側面や前面から支える必要がある場合。

座位が取れない場合。

1 - 4 移乗

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

移乗（「ベッドから車いす」等、でん部を移動させて乗り移ること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

対象者の日常生活で行われる移乗の種類で判断する。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「移乗」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「移乗」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

対象者が安全に乗り移ることができるよう、一連の移乗動作に合わせて支援者等が車いす等をでん部（お尻）の下にさし入れる場合。

[3 . 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移乗」が可能となる場合。）

[4 . 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移乗」をする必要がある場合。）

寝たきりや四肢の欠損等により、「移乗」ができない場合。

1 - 5 立ち上がり

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

立ち上がり(いす等に座った状態から立ち上がる行為)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「立ち上がり」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「立ち上がり」はできるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

ベッド柵、手すり、壁等、何かにつかまれば自分で「立ち上がり」ができる場合。

視覚障害や盲重複障害のため、「立ち上がり」の際に人や障害物にぶつからないよう、周囲の安全の配慮や声かけ等の支援が必要な場合。

[3 . 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。(「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「立ち上がり」が可能となる場合。)

[4 . 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。(「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「立ち上がり」をする必要がある場合。)

寝たきりや四肢の欠損等により、「立ち上がり」ができない場合。

1 - 6 両足での立位保持

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

両足での立位保持（平らな床の上で立位を 10 秒程度保持すること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。

片足が欠損している場合や拘縮等で床に片足がつかない場合は、「片足での立位保持の状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

自分で「両足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「両足での立位保持」ができる場合。

[3．部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「両足での立位保持」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「両足での立位保持」をする必要がある場合。）

支援があっても、「両足での立位保持」ができない場合。

両足での立位がとれない場合。

1 - 7 片足での立位保持

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

片足での立位保持(平らな床の上で、左右いずれかの片足で立位を1秒程度保持すること)について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

立ち上がるまでに支援が必要かどうかは問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「片足での立位保持」はできるが、見守りや声かけ等の支援(支援者等による対象者の身体に触れない支援)が必要な場合。

手すり、壁、いすの背、杖等、何かにつかまれば自分で「片足での立位保持」ができる場合。

[3 . 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。(「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「片足での立位保持」が可能となる場合。)

[4 . 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。(「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「片足での立位保持」をする必要がある場合。)

支援があっても、「片足での立位保持」ができない場合。

片足での立位がとれない場合。

1 - 8 歩行

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

歩行（立位から5 m程度以上歩くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

歩幅や速度、屋内や屋外は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「歩行」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「歩行」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

杖や手すり、歩行器等、何かを使用すれば自分で「歩行」ができる場合。

視覚障害や盲重複障害のため、方向を確認するために白杖等を使用したり、壁等をつたい歩きする場合。

[3 . 部分的な支援や介助が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「歩行」が可能となる場合。）

[4 . 全面的な支援や介助が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「歩行」をする必要がある場合。）

車いすを使用しなければならない場合。

支援者等による支援や、杖の使用等があっても「歩行」ができない場合。

寝たきりや下肢の欠損等により、「歩行」ができない場合。

自分で「歩行」はできるが、医療上の必要により歩行制限が行われている場合。

1 - 9 移動

- 1 . 支援が不要
- 2 . 見守り等の支援が必要
- 3 . 部分的な支援が必要
- 4 . 全面的な支援が必要

調査目的

移動（日常生活（食事、排泄、着替え、洗面、入浴又は訓練等を含む。）における必要な場所への移動や外出）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

移動の手段（歩行、車いす、電動車いす等）や、移動の目的は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「移動」ができる場合。

[2 . 見守り等の支援が必要]

自分で「移動」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3 . 部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「移動」が可能となる場合。）

敷居等の段差で車いすを押す等の支援が行われている場合。

[4 . 全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「移動」をする必要がある場合。）

転倒防止等のため、移動中は常に腕を組んだり、手をつなぐ等、常時の付き添いが必要な場合。

医療上の必要により移動を禁止されている場合。

1 - 10 衣服の着脱

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．部分的な支援が必要
- 4．全面的な支援が必要

調査目的

衣服の着脱（普段着用している上衣、ズボン・パンツ、靴下の着脱をすること）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

衣服の種類は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「衣服の着脱」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

自分で「衣服の着脱」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

自分で「衣服の着脱」はできるが、季節性に合致した衣服の準備や衣服の手渡し、着脱を促す行為が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、衣服の確認ができない場合。

[3．部分的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が部分的に必要な場合。（「対象者自身の能力」に「支援者等による対象者の身体に触れる支援」を加えることにより、「衣服の着脱」が可能となる場合。）

[4．全面的な支援が必要]

支援者等による対象者の身体に触れる支援が全面的に必要な場合。（「支援者等による対象者の身体に触れる支援」のみで「衣服の着脱」をする必要がある場合。）

1 - 11 じょくそう
1 . ない 2 . ある

調査目的

じょくそう（床ずれ）の有無を確認する。

留意点

一定期間（調査日前の14日間）の状況について確認する。

じょくそう（床ずれ）の程度や範囲については問わない。

じょくそう（床ずれ）の程度や範囲、原因、経過や予後等について、特記すべき事項がある場合は、その詳細を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . ない]

じょくそう（床ずれ）がない場合。

[2 . ある]

じょくそう（床ずれ）がある場合。

じょくそう（床ずれ）の予防のために支援や処置を行っている場合。

対象者や家族等から「じょくそう（床ずれ）がある」と訴えがあった場合。

1 - 12 えん下

- 1．支援が不要
- 2．見守り等の支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

えん下（飲み込む行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

固形物が液体か、食べ物の形状（普通食、きざみ食、ミキサー食、流動食）等については問わない。

「できたりできなかつたりする場合は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合は、「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、自分で「えん下」ができる場合。

[2．見守り等の支援が必要]

自分で「えん下」はできるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「1．支援が不要」「3．全面的な支援が必要」のいずれにも該当しない場合。

[3．全面的な支援が必要]

「えん下」ができないために、経管栄養や中心静脈栄養等が行われている場合。

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2 - 1 食事

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

食事に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、食事の開始から終了までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・食べ物を食べやすくする（小さく切る、ほぐす、皮をむく、とろみをつける、骨をとる等）
- ・箸やスプーン等で食べ物を口まで運ぶ
- ・飲み物や汁物を口まで運ぶ
- ・調味料を食べ物にかける

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

食事を開始する前に、食べ物を食べやすくする等の支援を行っている場合。

経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

経管栄養（胃ろう、腸ろう等）や中心静脈栄養を行っていて、全面的に支援を受けている場合。

2 - 2 口腔清潔

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

口腔清潔（歯みがき等）に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、歯ブラシ等の準備から片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・ 歯ブラシやうがい用の水の準備
- ・ 歯みがきを行う
- ・ 口腔洗浄剤等の使用
- ・ みがき残しの確認
- ・ 歯磨き粉を歯ブラシにつける
- ・ 義歯の出し入れ、洗浄
- ・ うがいを行う
- ・ 歯ブラシ等の片付け

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

「歯みがきを行う」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2 - 3 入浴

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

入浴に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、入浴の準備から後片付けまでの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・入浴用品、着替えの準備
- ・浴槽に水を張る、湯を沸かす
- ・身体や髪、顔を洗う
- ・シャワーを使う
- ・浴槽の出入り
- ・身体や髪、顔を拭く
- ・入浴用品の後片付け（風呂場、浴槽の掃除は含まない）

留意点

入浴の方法・形態は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

「身体や髪、顔を洗う・拭く」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

医療上の必要により入浴を禁止されている場合。

清拭のみ行っている場合。

2 - 4 排尿

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

排尿に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、尿意の発現から排尿後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・尿意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排尿 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排尿時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・抜去したカテーテルの後始末 | |

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置している場合。

尿意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

集尿器や蓄尿袋（ストマ）、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿カテーテルを留置していて、全面的に支援を受けている場合。

支援者等が間欠導尿を行っている場合。

人工透析が行われている場合。（透析の方法、種類は問わない。）

2 - 5 排便

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

排便に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、便意の発現から排便後の後始末までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| ・便意の発現 | ・トイレまでの移動 | ・ズボン、パンツの上げ下げ |
| ・トイレへの移乗 | ・排便 | ・清拭 |
| ・トイレの水洗 | ・トイレの掃除（排便時に汚した場合） | |
| ・汚れた衣服の後始末 | ・人工肛門の後始末 | ・女性の月経時の処理 |

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「清拭」行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

蓄便袋（ストマ）おむつ等を使用したり、人工肛門を造設している場合。

便意はないが、時間を決めるなどして、「一連の行為」を自分で行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

「清拭」行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

蓄便袋（ストマ）、おむつ等を使用したり、人工肛門を造設していて、全面的に支援を受けている場合。

支援者等が浣腸、摘便を行っている場合。

2 - 6 健康・栄養管理

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

健康・栄養管理（体調を良好な状態に保つために必要な健康面や栄養面の管理）について、支援が必要かどうかを確認する。

【健康・栄養管理の例】

- ・健康維持のために、自身にとって適切な食事量・運動量に基づいた対応をする。
- ・体調不良時において、医療機関での受診結果や医師からの服薬等の指示に基づいた対応をする。
- ・自身の持病等を踏まえた、適切な摂取制限や治療食の摂取等を行う。

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、「健康・栄養管理」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

「健康・栄養管理」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「健康・栄養管理」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

筋力低下や易疲労感、呼吸困難等のため、頻繁に休憩が必要な場合。

[3．全面的な支援が必要]

「健康・栄養管理」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「健康・栄養管理」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 7 薬の管理

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

薬の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、薬等の用意から服薬等の確認までの行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・ 薬や水等の用意
- ・ 薬の必要性の理解
- ・ 内服薬を服用する時間や薬の数量等の理解
- ・ 内服薬の服用
- ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入
- ・ 外用薬の塗布等
- ・ インスリン注射
- ・ 服用等の確認

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注が行っている場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

経管栄養（胃ろう、腸ろう等）のチューブへの内服薬の注入について、全面的に支援を受けている場合。

2 - 8 金銭の管理

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

金銭の管理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、所持金等の把握や金銭の出し入れ等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・所持金（預金通帳や現金）の支出入の把握、管理
- ・金額の計算 ・金融機関での出金や入金等の手続き

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 9 電話等の利用

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

電話等の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、電話の操作や受け答え等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・ 電話をかけたり、受けたりする操作
- ・ 相手との受け答え
- ・ 伝言をする
- ・ 適正な利用（いたずら電話をかけない等）
- ・ F A X やメール等の代用手段の利用
- ・ 携帯電話の充電

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 10 日常の意思決定

- 1．支援が不要
- 2．部分的な支援が必要
- 3．全面的な支援が必要

調査目的

日常の意思決定（毎日の暮らしの中で自分の希望を判断すること等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【日常の意思決定の例】

- ・自分の希望を判断する。（着たい服の色や種類を決める）
- ・自分のしたいことを伝える。（テレビを見たい、読書したい）
- ・複数の選択の中から、自分で決める。（メニューから食べたいものを注文する）
- ・自分の希望を伝える。（トイレに連れて行ってほしい）

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

何らかの支援がなくても、「日常の意思決定」の全てを自分で行うことができる場合。

[2．部分的な支援が必要]

「日常の意思決定」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「日常の意思決定」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3．全面的な支援が必要]

「日常の意思決定」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「日常の意思決定」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 11 危険の認識

1. 支援が不要
2. 部分的な支援が必要
3. 全面的な支援が必要

調査目的

危険の認識（生活の様々な場面において、危険や異常を認識し安全な行動をとる等の行為）について、支援が必要かどうかを確認する。

【危険の認識の例】

- ・火の始末や火元の管理（たばこの火の始末をする、ガスコンロや風呂の火元の管理をする）
- ・刃物の使用や管理（自分や他人に危険がないような使用をする）
- ・非常時の認識や避難（火事や地震の時に指示に従い行動する）
- ・危険な行為の認識（走っている車やバイクの前に飛び出さない、遮断機がおりている踏切に進入しない、電車のホームから降りない）

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「危険の認識」の全てを自分で行うことができる場合。

[2. 部分的な支援が必要]

「危険の認識」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「危険の認識」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

[3. 全面的な支援が必要]

「危険の認識」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「危険の認識」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 12 調理

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

調理に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、簡単な食事の調理や食材の準備、器具の後片付け等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- | | | |
|------------------------|------------------|-----------|
| ・ 献立 | ・ 食材の準備 | ・ 食材を洗う |
| ・ 調理（食材を切る、焼く、煮る、炒める等） | | ・ 皿に盛りつける |
| ・ 配下膳 | ・ 食器や調理器具を洗う、しまう | ・ ゴミを捨てる |

留意点

食事の種類は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 13 掃除

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

掃除に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、掃除や掃除道具の準備、片付け、部屋の整理等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・掃除（掃除機でゴミを吸い取る、ホウキでゴミを掃く、便器や浴槽を洗う等）
- ・掃除道具の準備、片付け ・部屋の整理 ・ゴミを捨てる

留意点

掃除の方法・形態は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が部分的にやり直している場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

「掃除（掃除機でゴミを吸い取る等）」の行為が不十分なため、支援者等が対象者自身の行った箇所を含めて全面的にやり直している場合。

2 - 14 洗濯

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

洗濯に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。

一連の行為とは、洗濯機の使用や洗濯物を乾かす、片付ける等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・洗濯物を洗濯機に入れる
- ・洗剤を量る
- ・洗濯機を操作する
- ・洗濯物を干す（乾かす）、取り込む
- ・洗濯物をたたむ、片付ける

留意点

洗濯の方法・洗濯物の種類は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（自宅等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 15 買い物

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

買い物に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、商品の選択や代金の支払い、商品の持ち帰り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・商品の選択、確認
- ・代金の支払い、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・店員との意思疎通
- ・商品の持ち帰り

留意点

買い物をする店の種類は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の店舗等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

2 - 16 交通手段の利用

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

交通手段の利用に関する一連の行為について、支援が必要かどうかを確認する。
一連の行為とは、交通機関の選択や切符の購入、乗り降り等の行為をいう。

【一連の行為の例】

- ・ 交通機関の選択
- ・ 切符の購入、釣り銭（おつり）の受け取り
- ・ 交通機関への乗り降り
- ・ 目的地の確認
- ・ 目的地までの移動

留意点

交通機関の種類は問わない。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

施設入所や家族との同居等、普段過ごしている環境ではなく、「自宅・単身」を想定して判断する。

なお、日頃行っていない場合は、調査項目に関する行為を行うために必要な運動機能や判断力の有無、行為を認識しているか等を踏まえ、最も近いと思われる選択肢を選び、その理由を「特記事項」に記載する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「一連の行為」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

視覚障害や盲重複障害のため、限定された条件（特定の交通機関等）でのみ、「一連の行為」の全てを自分で行うことができる場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「一連の行為」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「一連の行為」の目的や内容を理解していない場合。

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3 - 1 視力

1. 日常生活に支障がない
2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える
3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
4. ほとんど見えていない
5. 全く見えない
6. 見えているのか判断不能

調査目的

視力（物や文字が見えるかどうか）について、確認する。

【確認の方法】

- ・「視力確認表（86 ページ）」を提示し、例えば「何本に見えますか」などと聞く。
- ・調査員が、自分の手を視力確認表と同じような形にして、上記と同様に聞く。

留意点

照明を使用する等、明るい状態で確認する。

見えたり見えなかったりする場合は、「見えない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。

「眼鏡やコンタクトレンズ等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

夜盲（暗い部屋で視力が著しく低下する等）や、視力以外の視覚障害（視野欠損、視野狭窄、複視等）については、「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
新聞や雑誌等の文字が見える等、日常生活に支障がない程度の視力を有している場合。
- [2. 約1 m離れた視力確認表の図が見える]
新聞や雑誌等の文字は見えないが、約1 m離れた視力確認表の図が見える場合。
- [3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える]
約1 m離れた視力確認表の図が見えないが、目の前に置けば見える場合。
- [4. ほとんど見えない]
目の前に置いた視力確認表の図がほとんど見えない場合。
- [5. 全く見えない]
目の前に置いた視力確認表の図が全く見えない場合。
- [6. 見えているのか判断不能]
意思疎通ができず、見えているのか、日常生活に支障があるのか判断できない場合。

3 - 2 聴力

- 1 . 日常生活に支障がない
- 2 . 普通の声がやっと聞き取れる
- 3 . かなり大きな声なら何とか聞き取れる
- 4 . ほとんど聞こえない
- 5 . 全く聞こえない
- 6 . 聞こえているのか判断不能

調査目的

聴力（音や声が聞こえるかどうか）について、確認する。

留意点

大きな雑音、気が散るようなテレビや音楽がない等、調査が可能な状態で確認する。
「聞こえたり聞こえなかったりする場合」は、「聞こえない状況」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。
「補聴器等を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

判断基準

- [1 . 日常生活に支障がない]
日常生活における会話に支障がなく、普通に聞き取れる場合。
- [2 . 普通の声がやっと聞き取れる]
普通の声で話すと聞き取りにくく、聞き間違えたりする場合。
- [3 . かなり大きな声なら何とか聞き取れる]
耳元で大きな声で話したり、耳元で大きな音を立てると何とか聞こえる、あるいは、かなり大きな声や音でないと聞こえない場合。
- [4 . ほとんど聞えない]
ほとんど聞こえないことが確認できる場合。
- [5 . 全く聞えない]
全く聞こえないことが確認できる場合。
- [6 . 聞えているのか判断不能]
意思疎通ができず、聞こえているのか、日常生活に支障があるのか判断ができない場合。

3 - 3 コミュニケーション

1. 日常生活に支障がない
2. 特定の者であればコミュニケーションできる
3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる
4. 独自の方法でコミュニケーションできる
5. コミュニケーションできない

調査目的

家族や友人、支援者等とのコミュニケーション(意思疎通)ができるかどうか、その方法について、確認する。

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害(意欲低下や多動等)」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

- [1. 日常生活に支障がない]
日常生活におけるコミュニケーションに支障がない場合。
- [2. 特定の者であればコミュニケーションできる]
特定の者であればコミュニケーションできる場合。
特定の話題や状況であればコミュニケーションできる場合。
- [3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる]
音声言語による会話ではコミュニケーションできないため、手話や筆談、メール、意思伝達装置等でコミュニケーションする場合。
- [4. 独自の方法でコミュニケーションできる]
独自の方法(本人独特の身振りや仕草)でコミュニケーションする場合。
重度肢体不自由のため、まばたき等でコミュニケーションする場合。
盲ろう(視覚と聴覚の重複障害)のため、触手話や指点字等でコミュニケーションする場合。
- [5. コミュニケーションできない]
重度の知的障害、精神障害や意識障害等のため、コミュニケーションできない場合。
コミュニケーションできているかどうか判断できない場合。

3 - 4 説明の理解

- 1 . 理解できる
- 2 . 理解できない
- 3 . 理解できているか判断できない

調査目的

家族や友人、支援者等からの説明を理解できるかどうかについて、確認する。

留意点

対象者が使用するコミュニケーション方法で説明を行った場合に基づいて判断する。

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」

・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 理解できる]

説明を全て理解し、それに反応（返事、うなづき、無視等）する場合。

[2 . 理解できない]

説明を全ては理解できず、説明に応じた行動ができない場合。

[3 . 理解できているか判断できない]

説明を理解できているか判断できない場合。

3 - 5 読み書き

- 1 . 支援が不要
- 2 . 部分的な支援が必要
- 3 . 全面的な支援が必要

調査目的

読み書き（文章を読むこと、書くこと）について、支援が必要かどうかを確認する。

留意点

「できたりできなかつたりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・「知的障害、精神障害や発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・「慣れていない状況や初めての場所」等では「できない場合」を含めて判断する。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は「支援が必要な状態」に基づき判断する。

「補装具等の福祉用具を使用している場合」は、「使用している状況」に基づき判断する。

「できたりできなかつたりする場合」や「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」は、その頻度や支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1 . 支援が不要]

何らかの支援がなくても、「読み書き」の全てを自分で行うことができる場合。

[2 . 部分的な支援が必要]

「読み書き」の全てを自分で行えるが、見守りや声かけ等の支援（支援者等による対象者の身体に触れない支援）が必要な場合。

「読み書き」の一部を自分で行えないため、部分的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

書くことはできないが、パソコン等の代用手段がある場合。

[3 . 全面的な支援が必要]

「読み書き」の全てを自分で行えないため、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な場合。

「読み書き」の目的や内容を理解していない場合。

視覚障害や盲重複障害のため、点字等を使用している場合。

学習障害のため、読み書きが困難な場合。

3 - 6 感覚過敏・感覚鈍麻

1. ない
2. ある

調査目的

感覚過敏・感覚鈍麻（発達障害等に伴う感覚の過敏や鈍麻）の有無を確認する。

【感覚過敏・感覚鈍麻の例】

- ・触覚（人との接触をいやがる、服を着られない）
- ・視覚（光や色を過剰に感じる、テレビの画面がチカチカする）
- ・聴覚（音が過剰に聞こえる、雑音を排除できない）
- ・嗅覚（においを過剰に感じる、いい香りでも気分が悪くなる）
- ・味覚（特定の味を過剰に感じる、腐った食べ物等を不快に感じない）
- ・痛覚（痛みを過剰に感じる、痛みに対して鈍感、火傷をしやすい）
- ・温覚（暑い、寒い、冷たいの感覚が鈍い、または過剰に感じる）

留意点

「感覚過敏・感覚鈍麻があつたりなかつたりする場合」は、「2. ある」を選択する。

感覚過敏・感覚鈍麻を実際に確認することは難しいため、家族や支援者等から具体的な状態やそれに対する対応等を聞き取りして、その詳細を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1. ない]

感覚過敏・感覚鈍麻がない場合。

[2. ある]

感覚過敏・感覚鈍麻が確認できた場合。

4．行動障害に関連する項目（34項目）

- 1．支援が不要
- 2．希に支援が必要
- 3．月に1回以上の支援が必要
- 4．週に1回以上の支援が必要
- 5．ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要

調査目的

日常生活における行動上の障害への支援の必要性の有無と頻度を確認する。

留意点

調査日前の1か月間について確認する。

場所や場面、接する相手等は問わない。

行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する。

そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

「障害の状態や難病等の症状に変化がある場合」や「視覚障害や盲重複障害、聴覚障害やろう重複障害により意思決定のためには情報提供等の支援を必要とする場合」、「知的障害、精神障害や発達障害により調査項目に関する意思決定が困難な場合」は、過去1年間程度の「支援が必要な状態にある1か月間」に基づき判断し、その詳細を「特記事項」に記載する。

各項目（4-1～4-34）の記載内容は例示であるため、同様の状態にあると考えられる場合は該当する選択肢を選び、その頻度や程度、支援の詳細な状況を「特記事項」に記載する。

判断基準

[1．支援が不要]

行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合。

[2．希に支援が必要]

行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の1か月間には現れていない場合。

[3．月に1回以上の支援が必要]

調査日前の1か月間に、1回以上現れている場合。

[4．週に1回以上の支援が必要]

調査日前の1か月間に、毎週1回以上現れている場合。

調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合。

[5．ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要]

調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合。

調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合。

4 - 1 被害的・拒否的

実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な思い込みがある場合。
他者を信頼しない、相手の善意を疑う、話し合いや本人のためになされた提案を受け入れない等、他者に対して疑い深く拒否的な場合。

4 - 2 作話

事実とは異なる話や、自分に都合の良いような話をする場合。

4 - 3 感情が不安定

感情の起伏により、感情が不安定な状態の場合

4 - 4 昼夜逆転

夜に寝られなかった結果、日中寝てしまう、夜になると活動的となり寝ようとしない等、昼夜の生活が逆転することで、日中の生活に支障が生じている場合。
夜間の不眠や活動を改善するため、睡眠薬等を内服している場合。

4 - 5 暴言暴行

言葉による暴力(暴言)と相手を傷つける暴力(暴行)のいずれか、あるいは両方が現れる場合。

4 - 6 同じ話をする

何度も同じ話や同意を求めたり、独語を繰り返す場合。

4 - 7 大声・奇声を出す

周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

4 - 8 支援の拒否

支援者による支援や介助等を受け入れず、支援や介助等に支障がある場合。
支援や介助等の内容を理解できないため、支援を拒否する場合。

4 - 9 徘徊

歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、動き回る行動がある場合。

4 - 10 落ち着きがない

施設や自宅等で、しきりに外に出ようとしたり、施設や自宅内で動き回る等、その場での行動に落ち着きがない場合。

4 - 11 外出して戻れない

施設や自宅等から外出すると、戻れなくなる場合。
施設等の建物、敷地内で、自分の部屋に戻れなくなる場合。
施設や自宅等の場所や周辺の地理を理解していない場合。

4 - 12 1人で出たがる

外出する時には見守り等の支援が必要だが、1人で外出しようとするため目が離せない場合。
1人で外出しようとするが、環境上の工夫等があるため、外に出ていない場合。

4 - 13 収集癖

周囲の迷惑となったり、日常生活に支障が生じるような収集癖がある場合。(集める物や方法は問わない。)

収集癖を未然に抑える支援を行っている場合。

4 - 14 物や衣類を壊す

物を壊す、衣類を破く、物や衣類を捨てる等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。物を壊す等の行動をとるが、環境上の工夫等があるため、物を壊していない場合。

4 - 15 不潔行為

弄便(尿)など排泄物を弄ぶ、尿を撒き散らす、痰や唾を吐き飛ばす、便に触れた手で周囲の物に触る等の行動によって日常生活に支障が生じる場合。

不潔行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 16 異食行動

食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。

異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

4 - 17 ひどい物忘れ

ひどい物忘れがあるために、日常生活に支障が生じる場合。

4 - 18 こだわり

特定の考え、物、人等に対する強いこだわりがあるために、スムーズに行動することができない等、日常生活に支障が生じる場合。

4 - 19 多動・行動停止

特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。

生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

4 - 20 不安定な行動

予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。

不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。

4 - 21 自らを傷つける行為

自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。

自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4 - 22 他人を傷つける行為

他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。

壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合

他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

4 - 23 不適切な行為

興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。

例：急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する

不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 24 突発的な行動

関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまう等、突発的な行動がある場合。

突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

4 - 25 過食・反すう等

過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

4 - 26 そう鬱状態

気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。

気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。

上記の状態が繰り返される場合。

4 - 27 反復的行動

ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。

例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する

4 - 28 対人面の不安緊張

人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかと強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。

長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5．ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

4 - 29 意欲が乏しい

行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、周りから言われないと何もしていないでいる場合。

例：一日中横になっている、自室に閉じこもって何もしていないでいる
行動を促す他者からの働きかけがあっても動かない場合。

4 - 30 話がまとまらない

話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く意図しない反応が返ってくる等、会話が成立しない場合。

自分のしたい話を一方的に相手にかまわずにする場合。

4 - 31 集中力が続かない

集中力が続かないため、家庭内やその他の生活の場での役割や課題を最後までやり遂げられない場合。

4 - 32 自己の過大評価

現実にはそぐわない特別な地位や能力等が自分にあると信じて、それを主張する場合。

4 - 33 集団への不適応

家族や家族以外の社会参加の機会を拒否したり、その場においても一緒に行動できない場合。

4 - 34 多飲水・過飲水

水中毒になる危険が生じるほど、水を大量に飲む又は飲もうとする場合。

5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

- | |
|-------|
| 1. ない |
| 2. ある |

調査目的

過去 14 日間に実施された特別な医療行為の有無を確認する。

留意点

医師または医師の指示に基づき看護師等によって実施されている医療行為について確認する。

医師の指示の下、介護職員等が行う医療行為（喀痰吸引、経管栄養）を含む。

医療行為を提供する機関の種類、場所は問わない。また、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうかは問わない。

継続して実施されている医療行為のみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まれない。

14 日以前に受けた医療行為や選択肢以外の医療行為等であっても、現在の支援に影響を及ぼすと考えられる行為については、「特記事項」に記載する。

医療との連携の下で、本人や家族、支援者が行う類似の行為についても評価対象とする。

実質的違法性阻却の考えにより、一定の要件により行われている行為。

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」(平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号厚生労働省医政局長通知)において、医療行為ではないと考えられている行為。

判断基準

[1. ない]

過去 14 日間に実施されていない場合。

[2. ある]

過去 14 日間に実施されている場合。

5 - 1 点滴の管理

点滴が継続して行われている場合。(外来受診時の一時的な点滴は含まれない。)
点滴は行われていないが、点滴の針が留置され状況の変化等に対応できる体制にある場合。

5 - 2 中心静脈栄養

中心静脈栄養が行われている場合。
栄養分が供給されていないが、状況の変化等に対応できる体制にある場合。
経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合。

5 - 3 透析

人工透析が行われている場合。(透析の方法、種類は問わない。)

5 - 4 ストーマの処置(人工肛門の処置)

人工肛門が造設されている者に対して、消毒やバッグの取り替え等の処置が行われている場合。

5 - 5 酸素療法

呼吸器、循環器疾患等のため、酸素療法が行われている場合。

5 - 6 レスピレーター(人工呼吸器)

人工呼吸器が使用されている場合。(経口、経鼻、気管切開の有無や機種は問わない。)

5 - 7 気管切開の処置

気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換や開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引等の処置が行われている場合。

5 - 8 疼痛の看護

疼痛(がん末期のペインコントロールに相当する程度の痛み)に対する看護が行われている場合。
看護の種類: 湿布(温・冷を問わない)、外用薬の塗布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付方経皮吸収剤、注射。(さする、マッサージ、声かけ等の行為は含まない)

5 - 9 経管栄養

栄養の摂取方法として、経管栄養が行われている場合。(経管栄養の方法、種類、経口摂取の状況は問わない。)

5 - 10 モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)

血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか1項目以上について、24時間以上にわたってモニターを体に付けた状態で継続的に測定されている場合。ただし、血圧測定の頻度は1時間に1回以上のものに限る。

5 - 11 じょくそうの処置

じょくそうの処置が行われている場合。
障害の状況により、特に説明が必要な場合は「特記事項」に記載する。
記載例: 脊髄損傷による四肢麻痺の寝たきりで、じょくそうになりやすく、防止するため寝返りや足肢位置交換の頻度が1時間置きに必要。

5 - 12 カテーテル

コンドームカテーテル、留置カテーテルの使用、もしくは間歇導尿等、尿の排泄のためのカテーテルが使用されている場合。

視力確認表

